

写

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

山梨労働局一般公示第6号

山梨地方最低賃金審議会は、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くので、山梨県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年10月7日までに、山梨地方最低賃金審議会（甲府市丸の内1-1-1山梨労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年9月16日

山梨労働局長 岩崎充